

## 根室市社宅建設等支援補助金交付要綱

令和6年7月1日訓令第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等における円滑な人材確保を図るため、社宅等の住環境整備を実施する企業に予算の範囲内で根室市社宅建設等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、根室市補助金等交付規則（昭和50年根室市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者等

市内に事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める者のほか、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める会社以外の法人をいう。

(2) 大企業者

市内に事務所又は事業所を有する中小企業者等以外の者をいう。

(3) 社宅等

中小企業者等又は大企業者が従業員の住居の用に供するため、新たに取得する建物（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）に規定する居宅、寄宿舍及び共同住宅をいう。以下同じ。）をいう。

(4) 基準年度

社宅等が従業員の住居の用に供された日以後、最初に固定資産税等を賦課する年度をいう。

(5) 固定資産評価額

本市の固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市内に社宅等を一棟単位で新たに取得する中小企業者等（市内に事務所又は事業所を新設する場合にあっては、大企業者を含む。）

(2) 補助金の交付を受けた日から起算して、5年以上の期間において社宅等に供すること。

(3) 社宅等に入居する者は、社宅等を取得する中小企業者等又は大企業者の代表者の3親等以内の親族でないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

- (5) 根室市暴力団排除条例（平成25年根室市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者が取得した社宅等の取得に要した経費と基準年度における固定資産評価額を比較し、いずれか低い方の額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象経費の10/100以内とする。

2 補助対象者が市内企業（市内に本店若しくは主たる事業所の所在地を有する法人又は、市内に住所地を有する個人事業者をいう。）へ発注し、社宅等を新たに建設する場合は、前項の補助割合に5/100を加算する。

3 前2項により算出した額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるとし、1,000万円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、「根室市社宅建設等支援補助金交付申請書（様式第1号）」に次に掲げる書類を添付し、基準年度の5月1日から12月31日までの間に市長に申請しなければならない。

(1) 法人の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書及び定款（法人の場合）

(2) 直近の貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）

(3) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの写しなど）（個人事業者の場合）

(4) 直近の確定申告書類の写し（個人事業者の場合）

(5) 補助対象社宅へ入居する者の雇用に関する書類及び居住者一覧表（様式第2号）

(6) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(7) 取得した社宅等の登記事項証明書（1ヶ月以内に取得したもの）の写し

(8) 社宅等の取得にかかる契約書類の写し

(9) 社宅等の概要が確認できる図面及び位置図

(10) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を「根室市社宅建設等支援補助金交付可否決定通知書（様式第4号）」により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(事業報告等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から1年を経過するごとに、「事業報告書(様式第5号)」に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた日から5年経過した場合又は、次条に規定する返還の対象となった場合は、この限りではない。

(1) 直近の貸借対照表及び損益計算書(法人の場合)

(2) 直近の確定申告書類の写し(個人事業者の場合)

(3) 補助対象社宅の居住者一覧表(様式第2号)

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(1) 第3条に定める要件を満たさなくなったとき。

(2) 補助を受けることについて不正な行為があったとき。

(3) その他補助をすることが不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、令和5年1月2日以後に新たに取得する社宅等について適用する。

(根室市住宅借上げ支援補助金交付要綱の廃止)

- 2 根室市住宅借上げ支援補助金交付要綱(平成28年根室市訓令第34号)は、廃止する。